自治労　2020年度健康福祉支部要求への回答（令和2年2月27日）

第１の要求については、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう、今後とも誠意をもって対処してまいりたい。また、その趣旨は各所属にも伝えてまいりたい。

第２の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第３の要求について、人員の配置については、部としても、必要な業務量に見合った適正な配置に努めるとともに、適正な勤務労働条件の確保ができるよう引き続き取り組んでまいりたい。

第３（１）の要求について、長時間労働の是正については、部としても、部内課長会議において定期的に時間外勤務実績の報告と一層の取組みを要請するなど、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところです。

第３（４）の要求について、保健所の地域保健課については、平成23年度に１名減員する一方で、非常勤職員１名を措置しています。各保健所では、これまでも業務のピーク時には、所属内で応援体制を組むなど、工夫を行い、対応しているところです。今後とも必要な業務量に見合った適正な配置に努めるとともに、適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第４の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。なお、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」については、会議等の場を通じて周知済みであり、部としても、適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第５の要求について、職員の年度途中退職等に対する代替措置については、令和元年11月18日の府労連秋季年末要求に回答しているとおり、職場の実態を踏まえ、必要に応じて非常勤職員を措置しているところです。なお、産育休の取得に対する代替措置については、非常勤職員での対応を基本としながらも、効率的な業務執行体制を確保しつつ、次世代育成の観点から、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりを行うため、一定の要件を満たす場合には、常勤職員の配置や臨時的任用職員による対応に努めているところです。

第６の要求について、技能労務職については、「技能労務職のあり方に関する基本的な考えについて」を踏まえ、全庁的に対応しているところです。なお、労働条件に係る事項については、協議してまいります。

第７の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第８の要求について、非常勤職員の雇用については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。予算につきましては、厳しい財政状況のもと、限られた予算の中ではありますが、必要に応じて措置してまいりたい。

第９の要求について、職員の人事異動や配置については、今後とも適正に努めてまいりたい。

第１０の要求について、ハラスメントの防止については、府労連秋季年末要求に対して回答しているとおり、課長級、課長補佐級に対してハラスメントに関する研修を実施しているところです。なお、部内においても、ハラスメントの防止について、会議等の場を通じて周知済みであり、部としても、適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第１１の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。